八街市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

八 街 市 長 北 村 哲 司

八街市条例第 32 号

八街市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

八街市認可地縁団体印鑑条例（平成５年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「昭和５１年条例第１９号」を「平成８年条例第２１号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号トの規定により」を「第１９条第１項の規定により同令第１８条の３第１項第７号の」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。